

小山工業高等専門学校公式ソーシャルメディアサービス運用要項

制 定 令和5年7月28日

最終改正 令和7年6月11日

小山工業高等専門学校におけるソーシャルメディアサービスの運用については、独立行政法人国立高等専門学校機構ソーシャルメディアサービス運用手順に定めるもののほか、この要項によるものとする。

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第98号。）第124条第1項及び独立行政法人国立高等専門学校機構ソーシャルメディアサービス運用手順の規程に基づき、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、ソーシャルメディアサービス（以下「ソーシャルメディア」という。）を利用し、本校の広報等で学科及び附属施設等（以下「学科等」という。）が開設するソーシャルメディアの適正かつ円滑な運用を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 ソーシャルメディア

インターネット上のサービスであり、サービスを用いて自らが不特定多数に対して情報を発信若しくは相互に情報のやりとり又は共有を行うことができる情報伝達媒体をいう。

二 公式アカウント

学科等がソーシャルメディアのアカウント設定を、別紙様式により広報戦略室長に申請し、認められたものをいう。

(運用体制)

第3条 この要項における運用体制は、次のとおりとする。

一 統括管理者

- (1) 公式アカウントの適切な管理及び運用の統括を行うため、統括管理者を置き、広報戦略室長をもって充てる。
- (2) 統括管理者は、情報セキュリティ責任者の権限の委譲を受け、公式アカウントの許可に関する業務を行う。

二 運用管理者

- (1) 公式アカウントの適切な管理及び運用を行うため、広報戦略室長が指名する運用管理者を置くこととする。但し、運用管理者を広報戦略室長が兼ねることを妨げない。
- (2) 運用管理者は情報セキュリティ責任者の権限の委譲を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
 - ア 公式アカウント上で発言する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - イ 公式アカウント全体の構成及び調整に関すること
 - ウ その他公式アカウントに関すること

三 運用担当者

- (1) 学科等は公式アカウント毎に運用担当者を置き、運用担当者は公式アカウントに関する技術的な知見を有し、公式アカウントを利用する際に考慮すべきリスクを十分理解して運用すること。
- (2) 学科等は許可されたサービスを通じて、お知らせ、イベント等に関する情報を必要に応じて投稿する。
- (3) 公式アカウントにおける更新の内容については、学科等の責任において行い、運用担当者は、内容の適切性、正確性を随時検討し、掲載コンテンツの汚染、外部からの改変等情報セキュリティ上の問題が発生した時は、適切にかつ速やかに対応しなければならない。

(基本原則)

第4条 情報発信にあたっては、次の事項を基本原則として運用するものとする。

- 一 発信する情報の正確性及び内容について誤解のないよう十分留意し、複数のもので確認してから発信すること。
- 二 質問等には回答をしない。その旨を公式アカウントに明示しておくこと。
- 三 本校の広報等以外の一般的な連絡や交流の手段としては利用しないこと。
- 四 一度インターネット上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- 五 誠実な態度を心がけ、発信した情報に責任を持つこと。
- 六 批判や攻撃を受けた場合は、冷静に対応すること。
- 七 運用管理者又は運用担当者は、毎年3月までに次年度の継続希望の有無を統括管理者に申し出ること。
- 八 正当な理由により第一項から第七項までの基本原則を超えて運用する場合は、学科等の責任においてガイドラインを作成、公開し、統括管理者に申し入れをしておくこと。
- 九 次の各号に掲げるいずれかに該当する情報の投稿及び利用は、禁止する。
 - (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権など国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）または第三者の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - (7) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
 - (8) 公序良俗に反するもの
 - (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
 - (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
 - (11) 有害なプログラム等
 - (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - (13) 機構が発信する内容の一部又は全部を改変するもの

(14) 機構が発信する内容に関係ないもの

(15) その他本校の教育研究上不適当であると認めるもの及びこれらの内容を含むリンク等

十 運用管理者は、公式アカウントに掲載されている内容に、前項に掲げる事項が確認された場合、及び統括管理者からの要請があるときは、学科等の運用担当者に連絡し、その内容の更新又は削除を指示することができる。

十一 学科等が公式アカウントを廃止する場合は、別紙様式により統括管理者に申請する。

十二 公式アカウントに長期間更新がなく運用実態がないものと認められる時、統括管理者は運用管理者又は運用担当者に該当公式アカウントの廃止を指示することができる。

(公式アカウントの管理)

第5条

一 公式アカウントは、運用担当者が適切に管理するものとする。なお、パスワードについては運用担当者が必要に応じて変更を行うものとする。

二 公式アカウントの運用及び管理にあつては、情報セキュリティ関連法令、機構の基本方針又は実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程又は実施手順、及び各ソーシャルメディア運営会社等が定める運用規程を遵守するものとする。

(安全対策の徹底)

第6条

一 情報セキュリティ対策

公式アカウントに係る情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、情報セキュリティ関連法令、機構の基本方針又は実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程又は実施手順に定めるところによるものとする。

二 不正アクセス等に対する措置

(1) 運用管理者は、公式アカウントに対する不正なアクセスや改ざん等を認知したときは、「情報セキュリティインシデント対応手順」に基づき、関係機関等と連携し、復旧作業、再発防止等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 運用管理者は、関係機関等と連携して、不正アクセスや改ざん等を行った者の特定と事案の解明に努めなければならない。

(その他)

第7条 この要項のほか、公式アカウントの利用に関し、必要な事項は統括管理者が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

公式アカウント登録申請書

広報戦略室長（統括管理者） 殿

(届出者)
所属・役職
氏 名

公式アカウントアカウント登録について、下記のとおり申請します。
また、運用に関しては「小山工業高等専門学校公式ソーシャルメディアサービス運用要項」を遵守します。

記

1. 申請種別
- ☐ 新規
- ☐ 変更 (☐運用管理者・運用担当者の変更 ☐利用目的等の変更
☐その他 ())
- ☐ 廃止

2. 運用管理者・運用担当者

運用管理者	氏名	
	所属・役職	
運用担当者	氏名	
	所属・役職	

3. 利用目的等

利用目的※	
利用組織名	
利用ソーシャルメディア名	
アカウント名※	
URL	

以上

4. 別にガイドラインを定めるので添付します。

※ 廃止の場合は当欄記載不要。

※ 新規の場合 アカウント名は取得予定アカウント名を記載